

報道機関各位

都市計画課 建築係

タイトル 建築確認申請書提出先の変更について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	建築確認申請書提出先の変更について
日時	令和4年4月1日(金)より
場所・住所	
趣旨・目的 (PRしたいこと) 建築基準法第6条に基づく建築確認申請において、建築確認申請書は令和4年4月1日から指定確認検査機関に直接提出することになりました。赤穂市が契約している指定確認検査機関は別紙をご覧ください。 なお、兵庫県へ建築確認申請を提出する場合は、今までどおり都市計画課の窓口で受付をします。	
問い合わせ先	部課係名：建設部都市計画課建築係 担当者名：長棟、大川 電話：0791-43-6827 内線(2208) FAX：0791-43-6974

○添付資料 (有)・無) ○ホームページへの掲載 (有)・無) ○議会報告 (有)・無)

○赤穂市が契約している指定確認検査機関

- (株)兵庫確認検査機構
- (株)近畿機構
- (株)国際確認検査センター
- ビューローベリタスジャパン(株)
- (株)西日本住宅評価センター
- (株)総合確認検査機構
- 日本 ERI(株)
- (一財)日本建築センター
- (株)オーネックス
- (株)住宅性能評価センター
- (株)ジェイネット
- (株)確認サービス
- アール・イー・ジャパン
- (株)日本確認検査センター
- 建築検査機構(株)
- (一財)ベターリビング
- ハウスプラス確認検査(株)
- (株)J 建築検査センター